



知っておきたい障がい者福祉制度

## ◎障がい福祉サービスを利用するためには

障がい福祉サービスを利用する場合は、「計画相談支援」を併せて申請し、相談支援専門員がサービスを利用する計画（サービス等利用計画）を立て、それに沿って利用していきます。障がい福祉サービスは、介護給付、訓練等給付に区分され、それぞれ利用する際の手順が異なります。

介護給付サービスを利用する場合は、「障害支援区分」の認定を受ける必要があります。市は利用申請に基づき認定調査を行い、その調査資料や医師の意見書を基に審査し、区分認定を行います。「障害支援区分」は1から6まであり、区分に応じて利用できるサービスの種類や量が異なります。

詳しくはお問い合わせください。

### ◎障がい福祉サービス（介護給付）の種類

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で身体介護や家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で常に介護が必要な人に、自宅で身体介護や外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時における移動支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を有する障がい者であって、その介護の必要性が著しく高い人に居宅介護などの複数の障がい福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助をします。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で身体介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護および日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護が必要な障がい者に、日中に身体介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に身体介護等を行います。

#### 【グループホーム・ケアホームの一元化】

「障害者総合支援法」の改正により、4月1日から共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。今後は、グループホームにおいて、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、身体介護その他の日常生活上の援助を提供します。

◎問い合わせ先 高齢障害課障害福祉係（☎82・1170）